

## 開 会

委員長 それでは、ただいまから平成20年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

本日は、瀧田委員が都合により出席しておりません。しかし、委員長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の2によりまして、本会議は定足数を満たし成立しております。

## 会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を八田委員にお願いいたします。

## 議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案3件となっております。

## 議案第7号

委員長 初めに、議案第7号「平成20年度松戸市教育施策基本方針について」を議題とします。

ご説明願います。

生涯学習本部参事監 それでは、議案第7号「平成20年度松戸市教育施策基本方針について」説明させていただきます。

その後の資料をお配りしてあると思います、その基本方針ですね、それについて説明させていただきます。右側の数字につきましては行数を簡単に示してございます。

来年度、平成15年に作成して進めてきました教育改革をまとめる年でございます。それを受けまして、教育改革アクションプランで盛り込みましたプランの4つの施策を、特に市町村教育委員会が力を入れなければならない義務教育に集中させていこう、そういうことでございます。その簡単な図を、資料のほうにあるかと思うんですが、4つの施策は、スタッフ派遣、学校選択制、それから予算の学校立案、それと学校評価、これを学校の教育活動のほうに集中させていこう、そういう考えでございます。

目指すところは、5行目から10行目に書いてございますが、学校の自律の確立を目指して

いこう、そのように考えております。特に前段で1行目から4行目まで述べてございます、規制緩和を含め日本の国全体が分権を核にして、それぞれの分野が責任持って発展を維持していかなきゃならない。じゃ、学校において、あるいは市町村の教育委員会、義務教育においてはどういうことかということは、学校がそれぞれ自律を確立していくということが、規制緩和の中での分権を確立していくことだろうと考えているところでございます。

11行目から14行目までには、図でも説明しましたスタッフ派遣、それから学校選択制、学校予算の学校立案、学校評価を取り入れまして、学校の教育活動の質を継続的に改善する体制を確立しております。特に14行目に書いてあります「学校の教育活動の質を継続的に改善する体制を確立していく」、これを短く言えば学校の自律、そういうふう考えているところでございます。

ここまでが特に教育改革の流れから、その教育改革をまとめて次の方向でございまして、昨年度の違いを若干述べさせていただきますと、八田委員さんからもご質問が事前に行われました。特に昨年は教師の指導力の向上がうたわれているけれども、今年度はないのではないかと、そういったご質問ございました。一般的な問題として、教育の世界ではいじめとか、あるいは今は教師の資質向上とか、あるいはちょっと数年前までは開かれた学校とか、それぞれいろんなことが問題になっているかなと思いますが、全国で目まぐるしくいろんな課題が発生してくるのを、それぞれに対応している状況にはないのではないかなと。先ほどお話ししました4つのプランを集中させて学校の自律を図っていくことの中に包含して、それぞれの問題が解決されていくのではないかな、そういう発想を持っております。

集中して学校が継続的に改善する体制が確立していくならば、やはり先ほど言いましたやうないじめとか、あるいは教員の資質向上、あるいは開かれた学校等、さまざまな問題も改善されていくのではないかなと思います。改めて研修というようなことも、もちろん大事だとは思っておりますが、日々の中でそのような改善するような手段、学校が工夫していく中で、教師は資質を向上していく面は大きいのではないかな、そういうことでございますので、改めて昨年はうたっていました、今年度はうたっていないことをご理解いただければありがたいかなと思います。

続きまして、15行目からですが、これは全国の学力、学習調査がございました。その結果からですが、これまでの教育委員会でも担当課のほうから報告があったと思いますが、学習状況についてはほぼ全国平均である。細かく分析していきますと、朝食を食べていないお子さんというのは、かなり学力を低下させている、あるいは規範意識が確立されていないお

子さんは学力を低下させている、あるいは学習が視野にない生活というのでしょうか、あしたの授業道具を全く準備しない、無頓着になっている、学習が、学校生活が視野にない生活を送るお子さんも、かなり学力を低下させている。それから家庭で学習しているのを1日30分するかしないかで大きく分けられると、30分するだけでも随分学力が向上するんですが、全くしない状態になると、がくんと学力を低下させていると、そのような状況が見えてきていましたので、改めて松戸市が力を入れてきた読み、書き、計算で、責任ということでの基礎基本の4 R s の重要性が大事だということを15行目から述べさせていただいております。

さらに、学力を低下させているということを今お話ししましたが、やはり家庭に協力を願わなければならないこと、かなり大きいということも見えておりますので、17行目にかけて、家庭とのつながりということも、これから考えていかなきゃならない、そういうことを述べさせていただいております。

続きまして、18行目からでございますが、学校の自律を達成していくためには、基本的に学校がただ勝手なことをやっているわけじゃない。やはり子どもの願い、あるいは保護者の願いというものを酌み取って、保護者と協力しながら進めなきゃならない、それが自律のやはり基礎になっていくのではないかなということでも述べさせていただいております。それを図にしたのが資料でお配りしました先ほどの学校と保護者、子ども、それが密になっているというところを願っていきべきだろう、それが自律が求められる時代の学校である。

そこで、色をちょっとつけてありますが、4つの施策をそこに集中させて、この3者のつながりを強化していこう、そういうねらいでございます。そういったことを18行から21行目にかけて述べさせていただいております。

続きまして、22行目からですが、社会教育、それから生涯学習は市民の主体的な活動を支援する姿勢を根本に、文化、芸術、スポーツの充実を図っていこうということを述べさせていただきました。

29行目から32行目になるんですが、これは変えてはいけないもの、あるいは変えるべきものについては積極的に変えていかなければならないということの、松戸のこれまでの基本姿勢を改めて述べさせていただきまして、変えてはいけない不変的なものの人権について、33行目から終わりにかけて述べさせていただいております。不変としての人権、変えてはならないということで大事にしたいということを述べております。これが1ページ目でございます。

続きまして、2ページ目でございます。2ページ目のほうは、1ページの基本的な考えを

受けまして、具体的に取り組むもの、特に重要な5つの柱をもって構成してございます。

まず第1は、生涯学習社会推進の充実についてでございます。特に豊かな学習環境の形成を目指して(1)から(3)を重視していきたい。

2つ目が、学校教育活動の質が継続的に改善される体制、これを大事にしていきたい。特に学習マネジメントということで、柱としては読み、書き、計算、あるいは道徳、特別活動、それから特別支援、いじめ、不登校対策も充実させていくという考えでございます。

3つ目の柱は、市民の社会教育の振興を図るねらいから、豊かな生活文化、ライフスタイルの実現のために3つのそれぞれの分野の充実を図っていこうという考えでございます。

4番目の柱は、教育環境の整備・充実でございます。学校を中心にさまざまな条件整備をしていこうということでございます。特に(1)につきましては学校の耐震化の推進でございます。それから(2)のほうは子どもの安全を地域で見守っていこうという考えでございます。(3)は新しく今研究に着手いたします学校支援地域本部を視野に入れた研究になっております。

5番目は基本的人権の尊重ということで項目を立てさせていただいております。特に瀧田委員さんのほうからは、人権というものは、人権の意識を持った子どもを育てていくことのねらいが大事だということのご意見をいただきまして、それを「人権意識を持った子どもが育ち」という表現で新たに入れさせていただいて、子どもに対する教育、それから教職員の研修、それから市民の学習機会という柱を設定しているところでございます。

以上、松戸市教育施策基本方針の説明をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

これより質疑及び討論に入ります。

事前にこの方針案をお読みいただいたかと思えます。諸委員のご意見等を反映して、このような形で訂正されたものが上がってきています。いかがでしょうか。

ただいまの説明のように、今年度は松戸市の教育改革が5年に入っている。そういう意味で、従来のものから少しこのアクションプラン等の完成に向けた施策に特化している、というようなご趣旨の説明でした。

まさにそれでよからうかと思えます。おっしゃったことからすると、まさにこの図になると思えます。総論はそれでいいんですが、各論のところに行く、3、4番目には、教育活動ということと市民の社会教育という視点から、やっぱり地域社会が各論では出てこざるを得ないですね。しかし、基本は各学校の自律、オートノミーにあるということをおっしゃい

ました。その結果、地域社会がちょっと影が薄くなっていますよね。その辺を何かうまい形に表現できないかどうか、それが1点です。

もう一つは、最初の出だしの文章にちょっと目を通してください。「科学技術や経済のグローバル化」ということで、世界はどんどん変わっている。その文章に続き、第2文は、「それぞれの分野・社会は」というふうにつながっています。第1文のほうですが、これはよく見ると主語がないんですね。したがって、頭に「今日の日本は、」というような何か入れたら、もうちょっとはっきりするかなと思いました。今日の日本はこういう状況にある。それが、第2パラグラフのところで、「本市教育委員会では」というふうにつながりますが、いかがでしょうか。「今日の日本は、」というのを頭に入れて続けたらどんなものでしょうかね。

参事監、いかがでしょうか。

生涯学習本部参事監 結構でございます。

委員長 その他、特に何かございませんか。

地域社会というのを、どこかに入れなくていいですか。このフローチャート図を見ると、学校、親、子どもの相互間の関連性を主体に、この施策を考えておられることがよくわかります。とてもわかりやすい。総論はそれでいいんですが、各論のところに、1、2、3、4、5とある、3、4は、やはり地域社会という言葉があるので、何かその辺が置いてきぼりにされないようにするには、総論のところにもちょっと言葉として入れてもいいかなと思いました。

生涯学習本部参事監 今般のこの方針は、その転換時期かなというふうにも見ております。一般的にはもう定型句がございまして、学校、保護者、地域が連携してと言ったら、もうどこにでも通用します、今の教育を論じるときに。みんなそれで納得してしまいます。ただし、これがもう10年来からずっと言われているんですが、なかなか地域との連携というのは進みません。そこのところをやはりよく分析しておかなければならないのかなという、こちらの課題になっております。

ですから、言ってしまうのは非常に簡単でございます。そして、それだと皆さんは納得していただけます、ただ、どうしてそこが出ていかないのかなと言ったときに、やはりしっかり学校を中心に、保護者と一緒になって教育活動が充実していくということが大前提だろうと、それがあって初めて、地域がこの学校はこういうことを取り組んでいるから理解していただくし、また協力も得られるのではないかと。そういった意味で、ちょうど転換になって

いくのかなということで、地域の文言をぬいてあります。

ただ、細かいところのほうでは、2ページのほうでは、そのところはきちんと視野には入っております。ですから、4番の(3)がその部分でしょうし、また子どもの安全ということは、これは4の(2)は、その部分というのは避けて通れないし、また力を入れていかなければならない、そういうふうに考えております。

委員長 というご趣旨で、気持ちとしてはその中へ当然含まれているという理解をすればよろしいかと思えますね、わかりました。

いかがでしょうか。最初の1文のところに入語を入れるということで、この基本方針については、この形でご承認いただいたというふうにいたさせていただいてよろしいでしょうか。

八田委員、何か。

八田委員 基本的なことで教えてもらいたいのですけれども、16行目に、4つありますが、各教科と道徳、それから特別活動、総合的な学習とありますけれども、この特別活動というのは修学旅行などが、はっきり、どういうものを指すのか、特別活動というものを確認させて下さい。

生涯学習本部参事監 今、委員さんのおっしゃるとおり、修学旅行はもうまさしく特別活動でございます。特別活動の中には行事がございます。その行事の中でも儀式的な行事、ですから入学式、卒業式は特別活動として実施している分野でございます。それから宿泊を伴う行事というのがございます。林間学園に行ったり修学旅行に行くというのが特別活動に入っております。あるいはさらに奉仕的な活動、それから学級の中でいろんな係を決めたりする学級活動も、この特別活動の中に入っております。基本的には、行動することによって学ばせていくというのが特別活動でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

八田委員 もう一つ、よろしいでしょうか。この13行に「継続的」というところがあります。

何事も継続ということは大切だと思うのですが、これを見ますと、18年、19年度の基本方針で、学校資源の有効活用を調査する、研究するとあります。その後の成果はいかがですか、どんなことになったのでしょうか、ちょっと教えていただけますか。

生涯学習本部参事監 学校資源の調査、余り具体的に、これこれこういう資源がありますとか、こういう調査が出ていますということはございません。先ほどの2ページの4の(3)でございます。ここのところに「学校を支援する地域体制ついて研究を進めます」というふうになっていますが、これが具体的には今、国のほうも進めておりますが、学校支援地域本部と

いうものを各町で工夫してほしいということで、松戸市も来年度、幾つかの学校でこれを立ち上げようとしております。これはどういうことかということ、地域にどういう人材がいるかということ把握しまして、そしてその人材を学校に入ってもらうためのコーディネーターを用意いたしまして、そして学校の活動を充実していこうという考えでございます。その中で人材の調査というようなものは当然、進んでくるというふうに考えております。

八田委員 わかりました。

委員長 よろしいですか。

八田委員 ことしになってから、そういうことをうたっていませんね。よく見てみますと、去年まではうたっていました。

委員長 そのほかは、根守委員、いかがでしょうか。

根守委員 国を初め、市町村、各学校、地域、やっと義務教育に関心を持ってきたというようなことが、全国の新聞報道機関など、すごく目を見開いてきたというようなことで、いいことだなと。これが本当の基本的な教育の考え方ではないかなと私なりに考えて、この教育施策基本方針を見させていただきました。

本市の場合も、教育長を初め、皆さんがもう先手先手と、先取りして計画を立てていらっしゃる、今始まったことではないわけですね。人材発掘のことでもそうですし、地域コミュニケーションなど、それから学校に対する保護者の考え方や、取り組みというのは、もう本当に3年、4年ぐらい前からでしょうか、地域はすごく保護者に協力をいただきながら、子どもたちの安全教育のあり方、どのように見つめていったならばいいかというような、地域でいろいろ研修会を開いているというようなことがうかがえるようになりました。

したがって、全部行政でやるというような考え方ではなくて、親が主体に考えて活動をしなれば、教育を守っていかなければいけないというような考え方は、恐らく松戸市の場合にはもう隔々に浸透しているんじゃないかなと、こう私は思っております。

自分の住んでいる地域は、学校を主体にしながら活動していることなど、本当にありがたいことだなと子どもを見守るというようなことが折々に感じられるきょうこのごろでございます。そういう意味からも、松戸はもう先進的にやっているんだということ、自分なりに自負をしながら考えたり、地域に対しての物を申してあげたりというようなことをさせていただいているわけです。この教育施策基本方針が、毎年変わるわけではないです。前年度の反省の上に立って、今年度は、それではどういうように考えていくかというようなことが、すごくわかるように説明していただいたわけですが、時代のニーズにこたえられる、それから

本市の状況などを踏まえながらの施策の立て方だったなと、こう思っております。

本当に大変だったろうと、あらゆるところから考えていかなければいけないこの施策でございます。そしてさらに図式化してあるこのことなども、ただ言葉を飾るような図式ではなくて、本当に学校の自律に向けての図式化、活動の図式化だなと思いました。どうぞこの文面、図式化が、言葉に終わり、全く宙に浮いたようなものではなくて、これが本当に実施されて、子どもの指導に役立ち、生涯学習に向けてのプラスになればと、こう願ってやみません。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

言ってみれば義務教育の原点とは何だろうということに、もう一度迫ってみようということかなという気がしました。

教育長、何かございますか。

教育長 今おっしゃるとおりでして、ただ、唐突に出てきたわけではなくて、やっぱりここ10年、20年の一つの教育改革のテーマだったんじゃないかと。2000年前後に、国全体が構造改革、規制緩和、地方分権、それを強力に推し進めている時代でした。教育がなぜ停滞しているんだ、なぜ活性化しないんだというのは、評論の対象でした。いろいろなところで、やはり学校が改革できない、活性化しないのは、いきなり具体的な話ですが、学校長の裁量権がなさ過ぎるのではないかと、権限がなさ過ぎる。したがって、学校の自主性、主体性を確立するためには校長権限を拡大する、つまり人事権を与えようじゃないか。予算も鉛筆1本買うのにも、ボールペン1本買うのにも、教育行政事務局の指示、許可がなければできないといった状態では、何ら自主性も主体性も発揮できないじゃないかという論調が背景にありまして、まさに分権と改革なんですけれども、それで2000年がスタートしたように記憶しております。

文科省は、中央集権をし過ぎるという批判も当時ありました。地方にもっと任せたらどうだ、地方教育行政をと。

唐突に過ぎると私なんか思いますのは、学校長に人事権と予算権を与えれば活性化すると、それはそのとおり権限と責任は一对のものであるけれども、地方教育行政に人事権も予算権もない。それをどうして学校に付与できるんだということを随分議論したことがあるんですけれども、いろんな意味で、今回の三法改正では、人事権に関して、条文が少しは分権化らしき文面にはなってきたというような経過もあって、少しずつそういうことが権限移譲が行

われてくる時代でありますので、権限、裁量権をやっぱり付与して行って、そして自律的な学校経営をしてくれと。

今度20年度の教育方針は、再びそこに光を当てるとともに、やっぱり松戸市がここアクションプランで行ってきた改革と幾つかの主要施策を背景にして、こういう新しいデザインを描いていくべきだろうというような考え方で、参事監に再構築をしてもらったということがあります。

以上、何かまとまりませんが、そういう思いであります。

委員長 ありがとうございます。

そうですね、おっしゃるとおりに権限あるところ責任ありというのは、我々の法律の世界でもとても重要な言葉です。それを権限を与えずして責任だけ負わせようというのは、いろんな意味で大変矛盾があるというのは、確かにそのとおりですね。

行政や国が、中央集権から、地方分権あるいは分権という言葉で、いろんなところに力を分けていこう、あるいは分散していこうというのは、いろんな世界で見られるところです。教育についても、そうは言いつつ、なかなか進んでいなかったところがあるかと思います。しかし、予算の縮減ということで、もう否応なしに分権化せざるを得なくなってきたところでは多々あるわけですね。それが今おっしゃった人・金・物の金の部分でしょう。したがって、市町村教育委員会、あるいは各地方の教育業界というのは、自分で何をするかということをしっかりと自覚していかなければいけない、というのが、まさにせっぱ詰まった問題であろうかと思えます。

したがって、教育の原点に返って、学校・親・子ども、これを中心に考えていこうということをも今回明確にしたということで、とてもよく考えていただいたと思います。

さて、それでは議案第7号についてのご意見、討論は、これでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第7号について採決をいたします。

議案第7号については、修正を含めた原案を決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第7号は決定いたしました。

議案第8号

委員長 次に、議案第8号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

ご説明願います。

教育総務課長 教育総務課長の川上と申します。

議案第8号についてご説明申し上げます。

議案第8号は「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」でございますが、学校の執行予算に係る事務の効率化を図るために提案いたすものでございます。

主な規程の改正箇所は2カ所ほどございます。お手元の資料の新旧対照表6ページを、まずごらんください。

1点目は、現行第2条8号、これは用語の定義を定めた条項ですが、「学校長、法第30条の規定により松戸市の条例で設置された学校（高等学校を除く。以下別表共通事項の表において同じ）の長をいう」と。その学校長の第8号を削除いたします。

続きまして2点目の改正箇所でございますが、次のページ、別表の財務関係、共通事項の項目になりますが、新旧対照表の7ページから10ページにわたるものでございますが、7ページの第1点目の第2条8号の学校長の削除を受けまして、この表の左側現行、学校長の欄、列がございまして、ここをすべて削除いたすものでございます。学校長以下、縦に10万円未満、7ページ、それから8ページのすべてのこの列を削除するものでございます。

続きまして、隣の備考欄の下線の説明書き、こちらにつきましても説明書きをすべて削除いたすものでございます。7ページ、8ページ、9ページにはございません。

そして、この備考欄の説明書きにかわるものとして、最後の10ページの現行の表の中に、右側の真ん中、下線引いた部分がございまして、削除した説明書きにかわるものとして、「学校の執行予算に係る支出負担行為及び支出命令は、教育総務課長を主務課長としてこの表を適用する」、この文言を加えるものでございます。

それと最後に、附則としまして、この訓令は、平成20年4月1日より施行するとするものでございます。

続きまして、今回の規程改正に至った経緯につきまして、簡潔にご説明させていただきます。

ご案内のとおり、市の学校事務職員の引き上げに伴いまして、平成19年度からは全小・中学校の学校配分予算、その管理、伝票処理などを、すべて一括して教育総務課で行っている

ところでございます。あわせてコンピューターを活用した学校事務管理システム、予算管理システムなどを導入しまして、より迅速で正確な効率化を図ってきたところでございます。一例を申しますと、効率化の一例としましては、例えば会計伝票の集約処理を行った結果、平成19年度前期の6カ月間と平成18年度の前期を比較しますと、およそ伝票処理件数37%、5,500件から3,500件の伝票処理件数、約2,000件ほど削減することができました。これは今、コンピューターを使った新たなそういう会計システムなり伝票の集約化などの結果だと思えます。

さらに、そういう集約化、効率化が図れるものがないかということで検討しましたところ、3,500件に削減された中のおよそ3割、1,000件ほどは、学校長に決裁をいただいている伝票があることがわかりまして、この規程がありましたために、学校長に決裁をいただいているものが3割ほど残っているものでございます。この3割ほどの伝票の内訳を分析しましたところ、10万円未満の年間発生件数の少ない、1件当たりの金額も少ない、昔からの付き合いのある学校近辺の商店の方など、年間発生件数の少ない業者の方々の伝票というようなことが多いものですから、これをこの規程がなくなれば、そういうものも一括して教育総務課で処理が迅速にできるということでございますので、今回この改正をさせていただくものでございます。

なお、この改正、学校長の専決区分を削ったとしましても、従来どおり学校で必要な物品等の購入、そういうものに一切支障が出るものではございません。従来どおり必要なものは発注、それは可能でございますので、あくまでも学校事務の効率化、そういう予算の効率化を図るということでございます。

以上、議案第8号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」、ご説明させていただきました。

委員長 ありがとうございます。

議案第8号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

何かご質問等はございますか。

6ページの対照表と、それから7ページのこの一覧表を見ると、とてもわかりやすいかと思えます。それが1点で、第2点目は附則で、ことしの4月1日より施行という2点です。

伝票処理等の精査をした結果、このような形で合理化を図るのがよからうという意味での改正ですので、特に会計処理に監督の目が届くのであれば、そう大きな問題はないかと思

ます。むしろそれが効率化に役立つということになりますね。

いかがでしょうか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

委員長 それでは、議案第8号について終結させていただき、採決いたします。

議案第8号については、これを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第8号は原案どおり決定いたしました。

#### 議案第9号

委員長 次に、議案第9号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 議案第9号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、ご提案申し上げます。

提案理由は、字の区域及び名称の変更があったためであります。

4ページから新旧対照表が載せてありますので、まずそちらをお開きください。

今回、ことしの1月ですが、字の地番変更がありまして、今回それに該当する学校は、そこにあります稔台小学校、河原塚小学校、河原塚中学校になります。

まず、稔台小学校、現行のところの下線が引いてあります。稔台のうち次の区域とする。99番地というふうなところから下線が引いてありますが、そこが地番変更によりまして稔台七丁目、八丁目というふうに変更になりました。後ろに地図がついておりますので、ちょっとごらんいただきたいと思います。7ページ、稔台駅のこの南側、斜線がつけてある部分、これが今までは稔台何番地というふうになっていたところですが、ここが七丁目、八丁目というふうになりました。こういう地番の変更がありましたので、改正案のほうではその地番を削りまして、新しく七丁目、八丁目という表現を加えてあるということになります。

次に、河原塚小学校に係る部分ですが、現行のところ、河原塚のうち次の区域とする。そこにずっとありますが、その中の下線が引いてある中の、ちょっと見づらいかと思いますが、真ん中よりちょっと下のところに作畑という小字があるかと思いますが、また何行か下にいきますと宮ノ内という小字があるかと思いますが、ちょうど真ん中よりちょっと下の

部分、下線がついている、この作畑と宮ノ内、ここの地番が、8ページの案内図を開いていただきますと河原塚小学校の学区になるんですが、河原塚字宮ノ内、河原塚字作畑、ここが河原塚の500番台の地番に変更になったところであります。そういう関係で右のように、この通学区域の表をわかりやすく変更させてもらったというものが右側の変更になるわけであります。

最後に、河原塚中学校は、概略でいいますと小学校、今言いました稔台小学校、河原塚小学校の学区が河原塚中学校の学区になりますので、その地番変更を受けまして、河原塚中学校のほうも、そこに記載したような変更をしたというものでございます。

地番の変更によりまして、この表を変えるという、これは地番変更がありますと、そういう手続を今までもとっているところであります。

またもう一つ、つけ足しで申しわけないんですが、4ページ、お聞きいただきたいと思えます。

今回のこの改正のこの機を使いまして、通学区域第2条、前項の規定にかかわらずというところ、ここに「第75条」というのを「第81条」に変更するというのも、あわせてここに載せていただきましたが、これは教育三法が今年の6月27日に公布されまして、その三法改正のその関係で、学校教育法の条文の番号というんですか、それが今までは特別支援学級に関するところは75条だったんですが、それが81条に変更になっているということで、その番号についても同時にそこに変更ということで載せさせていただきました。

以上であります。

委員長 ありがとうございます。

議案第9号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

内容については、特に変更ではなくて、改正に伴うところの修正ということになります。根拠条文の変更も、親規程の変更があるので、それをえるということで実質変化はございませんね。これは他の通学区域での変更はなくて、今回はここだけが変更になったわけですか。

学務課長 はい、今回はこれだけでございます。

委員長 そうですか。松戸市全体で地番の変更をするのではなくて、部分部分でやっているわけですね。

学務課長 部分、そうですね。

委員長 そうですか。

この際ということもあり、これに関連して何かご質問ございますか。

(発言する者なし)

委員長 特になければ、よろしゅうございますね。

それでは、議案第9号につきましては、質疑、討論は終結といたします。

これより議案第9号を採決いたします。

議案第9号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第9号は原案どおり決定いたしました。

その他

委員長 議題としては以上ですが、その他、何か皆さんのほうでございますか。

特になければ、最後に次回の教育委員会会議の日程について伺います。事務局のご予定、何かございますか。

企画管理室長 次回の日程ですが、4月10日の木曜日ということではいかがでございましょうか。

時間は午後2時から5階の会議室でいかがでございましょうか。

委員長 いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認いたします。

次回定例会教育委員会会議は、4月10日木曜日、午後2時から教育委員会5階会議室にて開催いたします。

閉 会

委員長 以上をもちまして、平成20年3月定例教育委員会会議を閉会いたします。

本日は少し時間が早いようですが、この後、委員の皆さんで少し意見交換会を開くということで、これで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 午後 2時50分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員